

回答書兼求釈明書

令和7年3月7日

文化庁宗務課長山田泰造 殿

東京都千代田区麴町4丁目3番地
麴町 MK ビル5階 福本総合法律事務所
世界平和統一家庭連合代理人
弁護士 福本修也

冠省 当職は、世界平和統一家庭連合(以下、「当法人」という。)の代理人として、貴庁が当法人宛てに送付した令和7年3月5日付「宗教法人法第78条の2第1項に基づき貴法人に対し報告を求めた事項のうち報告のない事項の提出について」と題する通知(以下、「本件報告要請通知」という。)に対し、下記の通り回答するとともに、併せて貴庁が東京地方裁判所令和5年(チ)第42号宗教法人解散命令申立事件(以下、「本件解散命令申立事件」という。)において提出した虚偽捏造証拠に関連して下記釈明を求めます。

記

第1 本件報告要請通知に対する回答

貴庁は、令和5年10月13日付で本件解散命令申立事件を申し立て、同事件が東京地方裁判所で係属・審理中であるにもかかわらず、令和6年4月3日付け及び同年8月28日付けで重ねて報告徴収を要請し、今般、本件報告要請通知を送付してきました。しかしながら、令和4年から同5年にかけて貴庁が当法人に対して行った報告徴収は、宗教法人法(以下、単に「法」という。)78条の2第1項に基づき、法81条1項1号の解散事由の有無を判断するために与えられた調査権限であり、

調査の結果、「世界平和統一家庭連合には解散事由有り」と判断して既に本件解散命令申立事件の申立てを行った以上、その後に追加報告を求める権限などありません。むしろ、本件解散命令申立事件が係属・審理中である以上、対立する相手方当事者に対して同事件に関する資料の提出を求める権限など絶対に認められるものではありません。貴庁が、かかる法律上の根拠を欠く違法な報告徴収を行い、報道機関に報道させた目的が、「家庭連合は悪質である」という印象を世間に与えることにあるのは明らかです。

以上、法律上の根拠を欠く違法な報告徴収に対し、当法人として回答する義務はありません。

第2 虚偽捏造証拠作成提出に対する釈明要求

貴庁が本件解散命令申立事件に証拠として提出した元信者ら名義の陳述書中に、当法人を陥れようとする悪質な虚偽捏造事実が記載された陳述書（少なくとも、甲H第18号証、甲H第276号証、甲H第252号証、甲H第268号証）があることが、審理の過程で明らかになり、当法人においては、主張、立証及び証人尋問において、上記虚偽証拠捏造の事実を具体的に指摘した上で、貴庁の悪質な立証活動を厳しく指弾してきたところであります。しかしながら、上記虚偽証拠捏造の指摘に対し、貴庁は一切反論せず、現在まで沈黙を続けています。

他方、当代理人が、令和7年2月19日に当法人ホームページ上で「文部科学省による虚偽証拠捏造行為一解散命令請求裁判で暴かれた国家権力の大罪一」と題する報告書を公開し、貴庁が行った悪質な虚偽証拠捏造行為の概要を明らかにしたところ、阿部俊子文部科学大臣（以下、「文科大臣」という。）は、同月21日の記者会見で、記者から虚偽証拠捏造事実について確認を求められると、捏造事実の有無には答えず、「解散命令請求は適切に行った」とした上で、「裁判に提出した証拠の内容

を明らかにするかのような書面を公表したことは、審理を非公開とする趣旨に反しており、適切ではないとの認識を裁判所に伝えた」旨述べました。しかしながら、非訟事件手続法が一定類型の裁判手続を非公開とした趣旨は、裁判資料中に個人的又は職業上の重大な秘密が含まれることもあり、それが開示されることにより、回復不可能な損害が発生したり、公開されるのを嫌って資料提供が拒まれる事態が生じて実体的真実発見に支障が生じる可能性があるからであります（「一問一答 非訟事件手続法」68頁）。この法の趣旨から明らかなおおりに、宗教法人解散命令申立事件が非公開手続とされているのは、宗教法人又は信者の信教の自由（信仰告白の自由を含む）や法人・個人のプライバシー等の秘密を守ることにあり、同事件の裁判で国が行った虚偽証拠捏造という不正行為を秘密として守る理由など全くありません。非公開手続を理由にして、国の不正行為が世に知れるのを封じ込めようとするなど「国民の知る権利」を侵害する暴論です。当代理人は、上記報告書において、陳述書等の生の証拠をそのまま開示したのではなく、個人情報に配慮した上で、貴庁が行った虚偽証拠捏造の事実を指摘する上で必要最小限の情報を切り出して抽出したものであります。貴庁が「家庭連合側による裁判情報の開示は違法だ」というのであれば、「何法何条に違反している」と主張すべきですが、非訟事件手続法に上記行為を禁じる規定などありません。既述の通り、貴庁は、本件解散命令申立事件において、当法人が行った虚偽証拠捏造の指摘に対し、一切反論せずに沈黙を続けています。この対応こそが、何よりも真実を物語っているというべきです。それ故に、文科大臣は、「捏造などしていない」とは言えず、あのような筋違いの答弁で逃げるしかなかったのです。同大臣は、捏造事実を隠蔽する隠れ蓑として「審理の非公開」を言っているに過ぎません。

よって、当法人としては、貴庁に対し、本件虚偽証拠捏造行為の事実

についての釈明を求めますので、当代理人宛てに書面で回答されたい。
回答期限は本月19日までとします。

以上